

事務連絡
平成 27 年 4 月 3 日

一般社団法人
全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

平成 27 年度からの労働保険料の算定方法等の周知について（協力依頼）

貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、労働基準行政、とりわけ労働保険制度の運営につきまして、常日頃より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 45 号）が平成 27 年 4 月 1 日より施行され、労災保険率等が改定されたところですが、これに伴いまして平成 27 年度からの労働保険料の算定方法等について別添のとおりリーフレットを作成したところです。

つきましては、貴会におかれましても、会員の方々への周知方、よろしくお取り計らい願います。